

トルコ・ボンド・オープン（毎月決算型）

第141期決算のお知らせ

2023年9月25日

平素は「トルコ・ボンド・オープン（毎月決算型）」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは2023年9月22日に第141期の決算を迎えました。当期の収益分配金につきまして、前期までの5円を改め3円（1万口当たり、税引前。以下同じ。）といたしましたのでお知らせいたします。

次ページ以降、分配金引下げの背景や分配対象額の足元の状況などについて説明しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

＜収益分配方針＞

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※分配金は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社（大和アセットマネジメント）が決定しますので、将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金が増えるあるいは分配金が支払われない場合があります。

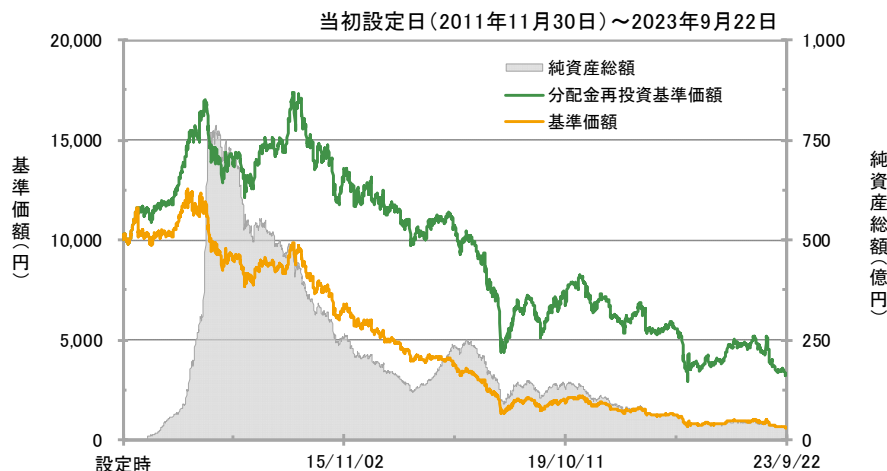
■ 基準価額・純資産の推移（2023年9月22日現在）

2023年9月22日現在

| | |
|-------|------|
| 基準価額 | 612円 |
| 純資産総額 | 29億円 |

《分配の推移》（1万口当たり、税引前）

| 決算期 | （年/月/日） | 分配金 |
|---------|-----------|--------|
| 第1～136期 | 合計: | 8,565円 |
| 第137期 | (23/5/22) | 5円 |
| 第138期 | (23/6/22) | 5円 |
| 第139期 | (23/7/24) | 5円 |
| 第140期 | (23/8/22) | 5円 |
| 第141期 | (23/9/22) | 3円 |
| 分配金合計額 | 設定来: | 8,588円 |
| | 直近5期: | 23円 |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。

※分配金は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社（大和アセットマネジメント）が決定しますので、将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金が増えるあるいは分配金が支払われない場合があります。

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

Q1 なぜ、分配金を3円としたのですか？

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざしながら、今後も分配を継続的に行うためには、基準価額の水準等を考慮すると分配金の見直しが必要との判断に至り、今回分配金の見直しを実施いたしました。

弊社では、ファンドの収益分配方針、配当等収益や分配対象額の状況、基準価額の水準、市場環境等を総合的に勘案して分配金額を決定しています。

当ファンドにおいては分配金が基準価額に与える影響が大きく、基準価額が低い水準で推移する要因の一つになっています。

このような状況を踏まえ、当ファンドの分配方針である「継続的な分配を行うこと」を目標にしながら、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざすため、今期から分配金を見直すことといたしました。

なお、今回分配金を見直したことによる差額は、ファンドの純資産に留保されることとなります。保留される分だけ、基準価額を抑える要因のうち分配金による影響が小さくなることが期待されます。

Q2 分配金を引き下げたということは、今後の運用に期待できないということですか？

分配金の引き下げは、今後の運用実績と直接関係するものではありません。

分配金の見直し自体は、今後の運用実績と関係するものではありません。今回の分配金見直しは、今後の運用に期待できないと考えた結果ではなく、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざしながら、今後も分配を継続して行うために、現在の配当等収益および基準価額の水準や推移等を勘案し、実施したものです。

なお、運用成績は今までの分配実績と基準価額の動き両方をみた、トータルリターン（総収益率）で確認する必要があります。

Q3 最近の運用状況と今後の見通し・運用方針について教えてください。

2023年2月末から足元までの当ファンドの基準価額は、債券の利息収入がプラス要因となりましたが、債券の金利上昇（価格は低下）やトルコ・リラが対円で下落したことがマイナス要因となり、基準価額は下落しました。

国債金利については、5月の大統領選に向けて野党連合が結集し、政権交代機運が高まったことから、伝統的な金融政策（利上げによる金融引き締め）への期待が強まり、2月末から国債金利は上昇基調となりました。5月半ばの大統領選第1回投票ではエルドアン氏が優勢となり、国債金利は一時的に低下したものの、エルドアン大統領就任後は、利上げによる金融引き締め政策を実行するとの思惑から、国債金利は大きく上昇しました。その後、実際に利上げが行われ、特に8月には市場予想を上回る大幅な利上げが実施されたことで、さらに国債金利は上昇しました。また、これまで国内金融機関に課してきた国債保有義務の規制緩和が意識されたことも、国債金利の上昇要因となりました。

トルコ・リラについては、2023年2月末からの6カ月あまりで、対円で下落となりました。国営銀行を通じた為替介入もあり、5月後半まではトルコ・リラは対円で横ばいに推移しましたが、エルドアン大統領就任後に、為替市場への介入を抑制するとの報道から、トルコ・リラは対円で大きく下落しました。その後、トルコ中央銀行による利上げ幅が市場予想に届かない結果となった際には、さらにトルコ・リラは下落しました。しかし、8月に市場予想を超える大幅な利上げが実施された際には、トルコ・リラは対円で上昇しました。

今後について、現状の政策金利は2023～24年のインフレ率予想を明確に下回るため、インフレを加味した金融引き締めの度合いは他国と比較してまだ弱いと言えます、そのため為替の安定とインフレ目標の達成に向けては更なる利上げが必要になりそうです。これまで金融引き締めで否定的だったエルドアン大統領もインフレを鈍化させるために「引き締まった金融政策」が必要との考えを示しており、今後も伝統的な金融政策への回帰が期待されます。さらなる利上げによって国債金利は今後も上昇することが懸念されますが、一方で利上げによる高い政策金利と、トルコの金融政策への信任回復から、トルコ・リラが持ち直していく可能性が考えられます。

トルコの国債やトルコ・リラ建ての国際機関債の金利水準は先進国と比べて相対的に高く、債券の金利収入の安定的な積み上げにより、債券価格や為替の変動に一定のクッションとなることが期待されます。当ファンドでは、引き続きトルコ国債やトルコ・リラ建ての国際機関債に投資し、相対的に高利回りを享受する債券ポートフォリオを基本として運用を行ってまいります。特に、トルコ・リラ建ての国際機関債などには国債を大幅に上回る金利水準になっている銘柄も見受けられ、ポートフォリオに国際機関債を組み入れることで、期待リターンの改善につながると考えています。

Q4 3円分配はいつまで続けられる見通しですか？

分配金は、収益分配方針に基づいて決定します。将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束することはできませんが、今後ある程度の期間にわたって分配を継続できるよう考慮して決定いたしました。

当ファンドは「継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定する」と分配方針で定めています。これに従って、今後ある程度の期間にわたって安定した分配を継続しながら、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざすことができるよう考慮し、分配金を見直しました。

ただし、将来の分配金について、あらかじめ一定の額をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、現在の分配金の水準を維持できない、あるいは分配金が支払われない場合もあります。特に分配対象額の減少、中でも配当等収益の低下、基準価額の下落などは分配金の見直し要因となります。

Q5 分配金を事前に知ることはできないのですか？

決算日（毎月22日、休業日の場合は翌営業日）の夕方から夜にかけての公表まで、分配金をご確認いただくことはできません。

分配金は事前に決定しているものではなく、ファンドの決算日（毎月22日、休業日の場合は翌営業日）に、ファンドの収益分配方針、配当等収益の水準、基準価額の水準、市場環境等を勘案して委託会社（大和アセットマネジメント）が決定します。したがって、事前にお知らせすることはできません。

なお、委託会社のホームページ（<https://www.daiwa-am.co.jp/>）において、夕方から夜にかけて基準価額とともに分配金を公表しますので、そちらをご参照ください。

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

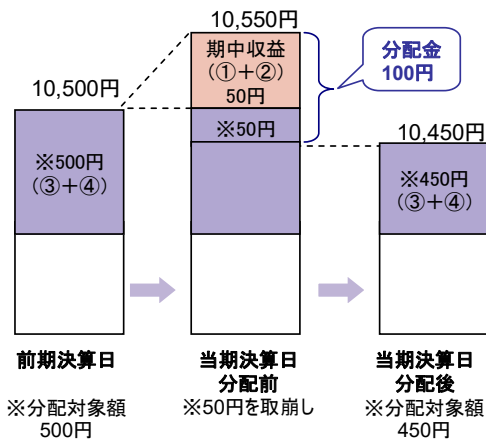
投資信託で分配金が支払われるイメージ



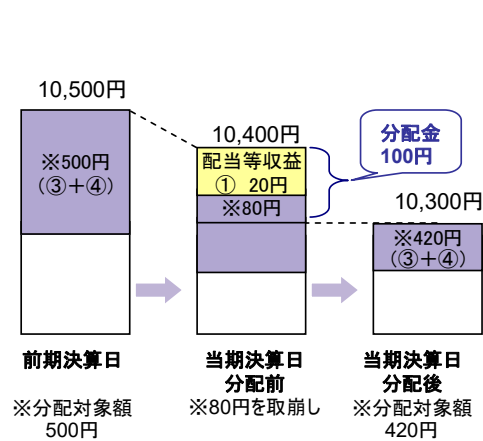
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



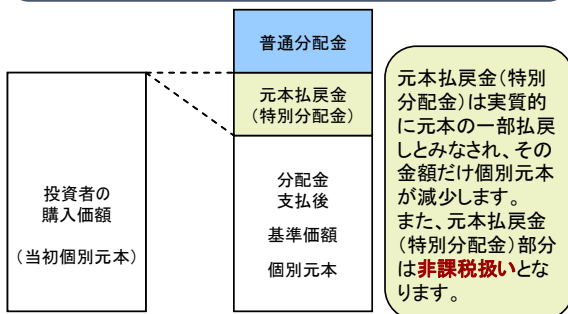
前期決算日から基準価額が下落した場合



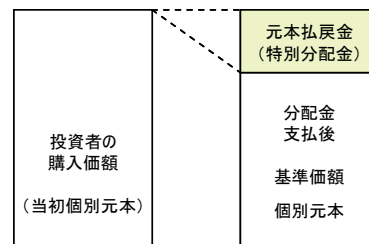
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- ・トルコ・リラ建債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

- ・トルコ・リラ建債券に投資します。
- ・毎月 22 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

| | |
|-----------------------------|---|
| 公社債の価格変動 (価格変動リスク・信用リスク) | 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 |
| カントリー・リスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 |
| その他 | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

[トルコ市場における債券投資に関する留意点]

- トルコ共和国における宗教上の休日の時期にあたる場合、10 日間（休業日を含みます。）以上にわたり当ファンドの購入・換金のお申込みができない日が続く場合があります。申込受付中止日は、「お申込みメモ」をご参照下さい。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | 料率等 | 費用の内容 |
|---------|---------------------------------|--|
| 購入時手数料 | 販売会社が別に定める率 (上限)3.3%(税抜3.0%) | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 | — |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | 料率等 | 費用の内容 | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|------------------------------|--|---------|------|-----------------------------|------|------------|------------------------------|---------|---------|----------------------|---------|------------------------|---------|-------------|---------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 年率1.474% (税抜1.34%) | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 配分については、 下記参照 | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <運用管理費用の配分> (税抜) (注1) | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託会社</th> <th>販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円以下の部分</td> <td rowspan="4">販売会社および 受託会社への 配分を除いた額</td> <td>年率0.70%</td> <td rowspan="4">年率0.04%</td> </tr> <tr> <td>100億円超 500億円以下の部分</td> <td>年率0.75%</td> </tr> <tr> <td>500億円超 1,000億円以下の部分</td> <td>年率0.80%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円超の部分</td> <td>年率0.85%</td> </tr> </tbody> </table> | | 委託会社 | 販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて) | 受託会社 | 100億円以下の部分 | 販売会社および 受託会社への 配分を除いた額 | 年率0.70% | 年率0.04% | 100億円超 500億円以下の部分 | 年率0.75% | 500億円超 1,000億円以下の部分 | 年率0.80% | 1,000億円超の部分 | 年率0.85% |
| | 委託会社 | 販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて) | 受託会社 | | | | | | | | | | | | | |
| 100億円以下の部分 | 販売会社および 受託会社への 配分を除いた額 | 年率0.70% | 年率0.04% | | | | | | | | | | | | | |
| 100億円超 500億円以下の部分 | | 年率0.75% | | | | | | | | | | | | | | |
| 500億円超 1,000億円以下の部分 | | 年率0.80% | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,000億円超の部分 | | 年率0.85% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・ 手数料 | (注2) | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 | | | | | | | | | | | | | | |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

| | |
|--------------------|---|
| 購入単位 | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (1 万口当たり) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。 |
| 換金単位 | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 (1 万口当たり) |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。 |
| 申込受付中止日 | ①イスタンブール証券取引所、トルコの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 ②①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 |
| 申込締切時間 | 午後 3 時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの) |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情 (投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等) が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。 |
| 繰上償還 | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること (繰上償還) ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| 収益分配 | 年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

※詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

Daiwa Asset Management

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

トルコ・ボンド・オープン（毎月決算型）

| 販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名） | | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|--|----------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| | | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 日本投資 顧問業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会 |
| 株式会社あおぞら銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第8号 | ○ | ○ | | |
| 株式会社足利銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第43号 | ○ | ○ | | |
| 株式会社イオン銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | | |
| 株式会社池田泉州銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第6号 | ○ | ○ | | |
| 株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | ○ | | |
| 株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | ○ | | |
| 株式会社関西みらい銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第7号 | ○ | ○ | | |
| 株式会社紀陽銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第8号 | ○ | | | |
| 株式会社きらぼし銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第53号 | ○ | ○ | | |
| 株式会社熊本銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第6号 | ○ | | | |
| 株式会社京葉銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第56号 | ○ | | | |
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第593号 | ○ | ○ | | |
| 株式会社佐賀銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第1号 | ○ | ○ | | |
| 株式会社三十三銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第16号 | ○ | | | |
| 株式会社滋賀銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第11号 | ○ | ○ | | |
| 株式会社清水銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第6号 | ○ | | | |
| 株式会社十八親和銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第3号 | ○ | | | |
| ソニー銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第578号 | ○ | ○ | | ○ |
| 株式会社千葉興業銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第40号 | ○ | | | |
| 株式会社南都銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第15号 | ○ | | | |
| 株式会社百十四銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第5号 | ○ | ○ | | |
| 株式会社福岡銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第7号 | ○ | ○ | | |
| PayPay銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第624号 | ○ | ○ | | |
| 株式会社宮崎銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第5号 | ○ | | | |
| 株式会社りそな銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第3号 | ○ | ○ | ○ | |
| 池田泉州TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第370号 | ○ | | | |
| auカブコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | ○ | | ○ |
| ぐんぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2938号 | ○ | | | |
| 寿証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第7号 | ○ | | | |
| 四国アライアンス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第21号 | ○ | | | |
| 第四北越証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第128号 | ○ | | | |
| 大和証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | ○ | | ○ |
| 内藤証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号 | ○ | | | ○ |
| 百五証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第134号 | ○ | | | |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号 | ○ | ○ | | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| むさし証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第105号 | ○ | | | ○ |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

この資料は情報提供を目的として作成したものであり、特定の商品の投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資判断の最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

むさし証券の概要

商号等：むさし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

リスクについて

国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(上場有価証券等)の売買等に当たっては、株式相場、金利水準等の変動や、投資信託、投資証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等(裏付け資産)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

◎ 上場有価証券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

◎ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

◎ 上場有価証券等が外国証券である場合、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外国証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外国証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。

※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※ 新規公開株式、新規公開の投資証券及び非上場債券等についても、上記と同様のリスクがあります。

手数料等諸費用について

当社取り扱いの商品等にご投資いただく場合

各商品毎の所定の手数料をご負担いただく場合がありますが、商品毎に異なるため、ここでは表示することができません。

また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

投資信託につきましては、手数料の他、信託報酬等・その他の費用(監査費用、運営・管理費用等)等を御負担いただきますが、これらの費用等は、事前に計算できませんので表示しておりません。

当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

【広告審査済】